

各 位

会 社 名 雪 印 メ グ ミ ル ク 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 西 尾 啓 治 (コード番号 2270 東証第 1 部・札証) 問合せ先 広報 I R 部長 渡邉 健太郎 (TEL 03-3226-2124)

指名諮問委員会および報酬諮問委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、「指名諮問委員会」および「報酬諮問委員会」をそれぞれ設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 設置の目的

当社は、取締役の指名・報酬等に係る決議を行なうにあたって、これまで独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会に事前に確認し意見を求めることにより、客観性・透明性を確保してまいりましたが、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を更に強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置いたしました。

2. 委員会の役割

各委員会は、取締役会の諮問に応じて、主に以下の事項について審議いたします。

- (1) 指名諮問委員会
 - ① 取締役(監査等委員である取締役を含む。)候補の指名を行なうに当たっての方針 と手続
 - ② 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選解任基準
 - ③ 最高経営責任者(社長)の後継者計画
 - ④ 株主総会に付議する取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任および解任 議案の原案
 - ⑤ 代表取締役の選定および解職原案
 - ⑥ その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項
- (2) 報酬諮問委員会
 - ① 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の報酬を決定するに当たっての方針
 - ② 株主総会に付議する取締役(監査等委員である取締役を含む。)の報酬等に関する 議案の原案

- ③ 取締役の役位別の報酬等および業績連動報酬等の内容
- ④ その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

3. 委員会の構成

各委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役といたします。 また、各委員会の委員長は、独立社外取締役である委員の中から、各委員会の決議によっ て選定いたします。

4. 設置日

2019年12月24日

以 上